

若者・子育て世代向け「冬のくりやま暮らし体験モニター」実施要項

【目 的】

北海道への移住を検討している若者・子育て世代の方に、栗山町内での暮らし体験の機会を提供することで冬の暮らしを知ってもらい、移住の促進を図ることを目的とします。

【実施内容】

- 暮らし体験施設「緑酔庵」にて、栗山町での生活を体験
- 栗山町内で行われる体験プログラムへの参加
- 栗山町への移住を見据えた町内案内
子育て支援施設・住まい・仕事・企業見学・就業体験など、ご希望に応じて調整いたします。

【参加資格】（次のいずれも満たす方）

- 北海道や栗山町に移住を検討されている方で、40歳未満の方、もしくは中学生以下の同居している子どもと一緒に参加する方
- 滞在期間中、栗山町内で行われる体験プログラムに参加できる方
- くりやま暮らし体験に関するアンケート調査、Web サイトや各媒体への記事や写真提供にご協力いただける方

【実施期間】

令和7年1月6日（月）から令和7年3月31日（月）まで

- ・実施期間内で、最短3泊4日以上希望する期間。
- ・土日祝日の入退室はできません。

【体験モニター料金】

1組 1泊 4,000円

- 光熱水費・駐車場代を含みます。
- 飲食費・日常生活に係る消耗品費・交通費は自己負担となります。
- 寝具のご用意はありません。別途寝具レンタルをご利用いただくか、ご自身でお持ちください。
※体験施設への配送可能（1組 5,060円～）。事前申込が必要です。
※詳細は寝具レンタル料金表をご覧ください。

【体験施設】

緑 酔 庵（北海道夕張郡栗山町湯地 91 番地 19）

- ・JR栗山駅から車で約5分（2.4km）
- ・3LDK・駐車場あり
- ・Wi-Fi 完備



【定 員】

2 組

【応募受付締切】

令和7年2月28日（金）

- 体験施設の予約状況については、WEB サイト内「体験施設予約状況」にて公開します。
- 定員になり次第募集を締め切ります。

【応募方法】

- Web サイト内申込フォームにてご応募ください。(<https://www.harp.lg.jp/Crq5ALdn>)



【モニター特典】

■ 交通費の助成

- ・ 道外から参加の場合：1組につき、栗山町間の往復交通費総額の2/3以内（上限3万円）
- ・ 道内から参加の場合：1組につき、栗山町から半径50km未満 5,000円
栗山町から半径50km以上 10,000円

■ 栗山町の特産品セット進呈

■ 体験プログラム参加費無料

例) スノーシュー体験・小林家見学ツアーなど

【申込から決定までの流れ】

- ① 申込受付後、参加資格などについて審査し、参加可否選考結果を郵送にて通知します。
- ② 参加が決定した方には、所定の期日までに**体験料の20%を申込金として納入**していただきます。
 - **銀行振込**にて納入。振込手数料はご負担ください。
 - 申込金は暮らし体験開始日にお支払いいただく体験料に充当します。
- ④ 申込金の納入を確認後、正式に参加決定のお知らせを送付いたします。
 - 申込金を除く体験料については、体験開始日に**現金**で納入していただきます。
 - 参加決定後の体験期間の変更及び取消は原則として不可とします。万が一参加取消とする場合、前納いただいた申込金は返金いたしません。
 - 体験プログラムについては後日参加日程に合わせてご案内いたします。

【体験施設の入退室について】

■ 入室について

- ① 体験開始当日は **14:00** に栗山町役場若者定住推進課（旧庁舎1階・税務課奥）までお越しください。
- ② 各種手続きのあと、公用車にて町内を案内いたします。また、寝具レンタルをご利用の方は、（有）そらちにて代金をお支払いいただきます。
- ③ 町内案内のあと、体験施設へご案内いたします。
- ④ 各施設の設備、ごみの分別についてご説明したあと、鍵をお渡しします。

■ 退室について

- ① 体験終了当日は **10:00** までの退室となります。
- ② 退室日の9:00頃職員がアンケートの聞き取りにお伺いしますのでご協力ください。
- ③ 退室前に体験施設の清掃をお願いいたします。
- ④ 退室前に体験施設内を点検し、鍵を返却していただきます。

【生活備品】

- 体験施設では、日常生活に必要な家具・家電・調理器具・食器等をご用意しています。
- ホテルや旅館とは異なりますので、タオルやアメニティー等は備え付けておりません。また、トイレトーパーやティッシュ、洗剤等の日用品や、調味料等のご用意もありませんので、ご自身でご用意ください。

【注意事項】

- 施設清掃のため、滞在期間の前後1日は施設メンテナンス日となっております。事務局にて滞在期間を調整する場合がありますのでご了承ください。

【禁止行為】

体験施設において、次に掲げる禁止行為を行ったと認められた場合、体験モニターを取り消すことがあります。

- ・ 犬、猫等の動物の飼育。
- ・ 施設内での喫煙（施設外での喫煙は正しく火気の始末をすることで可能とする）。
- ・ 物品の販売、寄附の要請、その他これに類する行為。
- ・ 興行、展示会、その他これに類する催し。
- ・ 文書、図書、その他の印刷物の貼付または配布。
- ・ 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為。
- ・ 近所の住民に迷惑を及ぼす行為。
- ・ 参加者以外への施設の全部または一部の転貸し、またはその使用の権利の譲渡。
- ・ その他、体験施設の利用にふさわしくない行為。

【申込先・問い合わせ】

くりやま移住促進協議会事務局（担当：腰本）

〒069-1512 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地 栗山町役場若者定住推進課内

電話：080-9003-0658（平日8：45～17：15） FAX：0123-72-3179

Eメール：iju@town.kuriyama.hokkaido.jp URL：<http://www.kuriyama-iju.com/>